

山  
青  
森  
果  
報

第千九百六十六号

平成十四年一月四日（金曜日）

青森県知事  
木村守男

告示

- 介護保険法による居宅サービス事業者の指定.....(高齢福祉課)：一  
○介護保険法による居宅介護支援事業者の指定.....(同)：一  
○身体障害者福祉法による医師の指定.....(障害福祉課)：二

公告

- 土地改良区の定款変更の認可  
○建設業者の許可の取消し  
出先機関  
（農村整備課）  
（土木事務所）

(三) 戸林農方事務所産水

告示

青森県告示第一号  
介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項本文の規定により、次のとおり居宅サービス事業を行う者を指定したので、同法第七十八条第一号の規定により公示する。

平成十四年一月四日

平成十四年一月四日

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十六条第一項の規定により、次のとおり居宅介護支援事業を行う者を指定したので、同法第八十五条第一号の規定により公示する。

青森県知事 木村守男

指定居宅サービス事業者	氏名称又は名前	所在地又は住所の主たる事務所の所在地	居宅サービスの種類	行う事業所
社会福祉法 義乃会	有限会社 デンライズメサ イカル	上北郡上北町旭 南三丁目四七一 の二	上北郡上北町旭 南三丁目四七一 の二	居宅サービス事業者
持四字 和田市 南平三 大字 二深	訪問介護	訪問介護	名	居宅サービス事業者
活型痴呆 介護共同 対応生			称	行う事業所
ムなか グループ よし 莊一	むつ支店	サンライズ・ ケアサービス・	名	居宅サービス事業者
一深二の六 持字南 和田市 平大三字	二の四五 市山田町	旭南三丁目二 の二	所在	居宅サービス事業者
"	"	平成 三・三・四	地	年月日

氏名	勤務する病院等	診療科目	指定年月日	会員登録情報	
				名前	所在地
斎藤信哉	医療法人白生会青陽病院	整形外科(肢体不自由)	平成十四年一月四日	木村守男	八戸市長者三丁目二の二三
星克樹	三沢市立三沢病院	内科(呼吸器機能障害)	平成十四年一月四日	木村守男	八戸市長者三丁目二の二三
池田真	自衛隊大湊病院	耳鼻咽喉科(聴覚・平衡機能障害)	平成十四年一月四日	木村守男	八戸市長者三丁目二の二三
秋田三和興	弘前附属病院	精神科(言語・運動機能障害)	平成十四年一月四日	木村守男	八戸市長者三丁目二の二三
鎌田孝篤	石坂浩			青森県知事	青森県告示第三号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項の規定により、次とおり次とおり医師を指定したので、青森県身体障害者福祉法施行細則（昭和六十二年三月青森県規則第二十六号）第五条の規定により告示する。

平成十四年一月四日

指定居宅介護支援事業者	居宅介護支援事業を行なう事業所
名称	所在地
所主たる事務所地	名称
医療法人厚仁	八戸市長者三丁目二の二三
所宅室岡整形外科居	八戸市長者三丁目二の二三
年指定期	平成三・二・一四

土地改良区の定款変更の認可  
北部土地改良区の定款の変更を平成十三年十二月二十一日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

平成十四年一月四日

青森県知事 木村守男

### 建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第二百号）第二十九条第一項の規定により、次とおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十四年一月四日

青森県知事 木村守男

### 建設業者登録の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第二百号）第二十九条第一項の規定により、次とおり建設業者登録の取消しを認めたので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十四年一月四日

青森県知事 木村守男

### 塗装、建具工事業に係る一般建設業の許可

平成十四年一月四日

### 取消しの原因となつた事実

平成十三年十二月五日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

公 告

## 土地改良事業の工事の完了

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第二百三十二条の二第一項の規定により、次の事業を行う者から、次のとおり土地改良事業の工事が完了した旨の届出があったので、同条第二項の規定により公告する。

平成十四年一月四日

三戸地方農林水産事務所長  
由良武

土 地 改 良 事 業 の 名 称	事業を行 う者	年 工 事 月 完 了 日
十二年災農地災害復旧事業	五八一	平成三・八・八
"	五八一・二	三・一〇・九
"	五八一・八	三・一・三〇
十二年災農業用施設災害復旧事業五八一一〇一	"	"
"	五八一・一〇三	"
"	五八一・一〇九	"
"	五八一・一〇〇	"
五八一一一四	三・一・三〇	三・八・八
"	三・一・三〇	三・一・三〇